

議会からのお知らせ



平成18年第2回定例会

平成18年第2回定例会は、6月15日に招集され会期を2日間と決め、町長の行政報告のあと、一般質問1件、承認1件、議案10件、諮問1件、意見案1件を審議し、全て原案のとおり可決し会期を1日残して閉会しました。なお、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

◎承認

△平成18年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により、5月31日付けで専決処分したものです。

内容は、平成17年度の国保会計が、年度末で歳入不足となることから、前年度繰上げ充用金として、5百80万3千円を追加措置したものです。

◎条例

△鹿部町障害者介護給付費等の支援に関する審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

障害者自立支援法が本年4月施行し、平成18年10月から新体系移行に向けた新たな支給決定事務が導入され、支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう審査会を置くことが義務づけられ、本条例を制定したものです。

△鹿部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
市町村に設置義務を課し

た、地域包括支援センター」の創設によって、本町の介護保険の基本条例であります本条例で定める保健福祉事業の「介護予防支援事業」を行う旨を新たに規定するための条例の一部改正です。

△鹿部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

10月1日に設置する「鹿部町地域包括支援センター」で行う介護予防支援事業の介護予防ケアプラン業務について、介護保険特別会計の中で「サービス事業勘定」を新たに創設し、「保険事業勘定」と区分して執行しなければならないことから、本条例を一部改正したものです。

△鹿部町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について

地域包括支援センターが行う業務である、高齢者の介護に係る相談支援等を地域の関係者全体で運営するための協議および評価する機関として「運営協議会」を設置しなければならないことから、本条例を制定したものです。

◎補正予算

△平成18年度鹿部町一般会計補正予算について
歳入歳出それぞれ、1千65万8千円を追加し、予算総額を26億3千95万8千円としました。

内容は児童手当支給対象が、小学3年生から6年生までの小学校終了前まで拡大したこと、その経費として7百2万円を追加したものが主です。

△平成18年度鹿部町老人保健特別会計補正予算について
歳入歳出それぞれ、9百90万5千円を追加し、予算総額を5億6千7百95万8千円としました。

内容は前年度会計に係る、社会保険診療報酬支払基金等からの超過交付見込みに伴う精算償還金8百14万3千円の追加が主です。

△平成18年度鹿部町介護保険事業特別会計補正予算について
来る10月1日から設置スタートする鹿部町地域包括支援センターが行う地域支援事業の介護事業及び包括的支援事業について、本会

計を「保険事業勘定」と「サービス事業勘定」にて執行処理するための補正で、歳入歳出それぞれ、保険事業勘定が2千3万8千円の追加と、今回創設されたサービス事業勘定に40万円を追加し、保険事業勘定の予算総額を2億1千1百3万8千円とし、サービス事業勘定の予算総額を40万円としました。

内容は、地域包括支援センターが行う支援サービス事業等に掛かる経費が主なものです。



◎財産の取得

△財産（駒ヶ岳演習場周辺防災無線放送施設個別受信機）の取得について
取得する財産は、各家庭に設置する防災無線個別受信機で、取得数量は、1、

740台、取得価格は消費税を含み8千9百52万3千円で、契約の相手方は、（株）東芝北海道支社であります。

◎その他

△渡島支庁管内公平委員会規約の変更に関する協議について
渡島支庁管内公平委員会の委員の選任及び予算執行等の管理事務を平成18年7月1日より長万部町から北斗市に移管することから、

地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、議会の議決を求めたものです。△北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
本組合において、平成18年4月1日から収入役を設置しないことより、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更するもので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めたものです。

◎諮問

△人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
次の方を推薦することに意義がない旨、回答しました。

氏名「鈴木 昌志 氏
住所「字宮浜285の11

◎意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。
◆道路整備に関する意見書について
【提出先】
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣



一般質問

■合併処理浄化槽設置促進の取組み状況について
(質問者)

吉 英樹 議員

平成15年に策定されました、第4次鹿部町総合計画には、「合併処理浄化槽の設置促進、維持管理」の充実との記載がございます。

この計画につきましては、まだ具体的な方針が町から示されておりません。

「鹿部町の第一の産業である漁業」のよりどころである海を始めとする周辺の環境保護のためにも、「合併処理浄化槽の設置促進」を図る事は重要な政策だと思います。

更に町が積極的に取組んでおります、「都会からの移住促進」を後押しする条件の一つとも考えます。

町のこの計画に対する現在の取組状況と考え方をお伺いします。

■漁業を基盤として
いる当町にとって環境
整備は重要課題であ
り、今後、前向きに
検討して参りたい。

(答弁者)

川村 茂 町長

それでは、吉議員に対す
る一般質問についてお答え
を申し上げます。思います。

ご質問の内容は、第4次
鹿部町総合計画の合併処理
浄化槽の設置促進に対する
現在の取組状況と考え方と
のご質問であります。総
合計画では、合併処理浄化
槽の設置促進については、
「安心づくり基本計画」の
環境共生の項目、更には、
10力年計画の前段である、
「前期重点基本計画」の「安
心づくりプロジェクト」に
「下水道整備事業の検討」
として掲載しております。

総合計画の記述内容は、
「生活の糧である海洋を保
全し、より快適な生活環境
づくりを進めていくには下
水道整備は不可欠ですが、
整備には多くの財政負担が
かかります。」このため、
「町民のアンケートなど
による意向の把握や情報提供

に努めながら、下水道整備
事業の検討を進めます。」と
書かれておる所であります。
当時、総合計画策定に当
たり、多額な費用を要する
公共下水道方式や漁港背面
地域などの漁業集落排水処
理下水道方式、更には個人
が設置し、町が援助するな
どの合併処理浄化槽も検討
したところであります。



総合計画のスタートは平
成15年度となっております
が、ご承知のとおり平成15

年6月から、七飯町との合
併協議となったことに伴い、
これらの項目については、
事務事業の調整項目になっ
たため、平成16年度におい
ては、アンケート調査は行
うことができませんでした。
ご質問の今後の考え方に
つきましては、財政状況が
一番の課題であると思いま
す。法改正も行われてお
りますし、今後、情報収集
を始め前向きに検討して参
りたいと思っております。

何れにしましても、下水
道整備はご指摘のとおり、
漁業を基幹産業としている
鹿部町にとっては、海は守
らなければならぬ重要課
題と認識しております。

■一刻も早く検討の結
果を示して戴きたい。
(質問者)

吉 英樹 議員

今、町長がおっしゃった
とおり下水道整備と言っ
て一番いいことだと思いま
すけど、鹿部町の現在の財
政状況からすれば無理だと
言う事は十分理解できます。
何れにしても、最終的に

は下水道の整備」をするの
が第一目標として置いてお
かなければならないと思っ
ております。

今、国には合併処理浄化
槽設置に対する「補助制度」
があると聞いてますけども、
そう言うことも今後、検討
されると言うことです。か
ら、それも検討課題の一つに
加えて戴いて、一刻も早くそ
の検討の成果をこの議会の
場に提案して戴ければと思
っておりますがどうでしょ
うか。

■早い時期に検討し、
結果を示したい。
(答弁者)

川村 茂 町長

この件に関しましては私
も、先ほど申し上げました
とおり「漁業は基幹産業」
であり現在、衛生管理型漁
港と言うようなものにも取
組んで行く中で、やはりあ
る部分には必要だと思っ
ております。

先ほど申し上げましたと
おり多額な金がかかる訳で
ありますが、色々な方法が
あると思います。下水道だ
けじゃなくて合併処理浄化
槽など、そう言う色々な方

法がありますので、早いう
ちに、そう言う部分を検討
して議員の皆様方に示した
いと思っておりますので宜
しくお願い致します。

第2回臨時会

第2回臨時会は、4月28
日に開催され、次の事項に
ついて審議されました。

◎承認

△平成17年度鹿部町一般会
計補正予算専決処分報告
の承認についてについて
地方自治法の規定により、
3月31日付けで専決処分し
たものです。

内容は、歳入で特別地方
交付税が3月15日に決定さ
れ、また、各基金の利子収
入が確定したことです。更
には、漁港整備事業に係る
起債の借入額が決定された
ことにより、基金積立金に
6百65万8千円を追加措置
したものです。

△平成18年度鹿部町一般会
計補正予算専決処分報告
の承認について
4月5日付で専決処分し
たものです。

内容は、大岩地区の小規模治山事業箇所が4月3日に植生土嚢が一部落下し、今後も落下が予想されることから、防御ネットをもつて対応するため、林業振興費の工事請負費に30万円を追加措置したものです。

◎ 条 例

△鹿部町税条例等の一部を改正する条例の制定について

内容は、地方税法の一部を改正する法律が平成18年3月31日可決し、同日付で法律第7号として公布され、地方税法の改正に伴い町税条例においても一部を改正したものです。

△鹿部町職員等公益通報条例の制定について

内容は、本年4月1日から施行された、公益通報者保護法では、公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置について定めています。

地方自治体は、公益通報者保護法第2条第1項第1号の「事業者」及び同条第4項の「行政機関」に該当し、職員からの内部通報受

付の体制整備及び所管事業に関する通報受付の体制整備が求められており、これらの体制整備は、条例で規定すべきであるため、本条例を制定したものです。

△鹿部村を鹿部町とすることに伴う条例の整備に関する条例等を廃止する条例の制定について

内容は、鹿部村を鹿部町とすることに伴う条例の整備に関する条例、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の適用に関する条例、個人の町民税に係る鹿部町税条例の臨時特例に関する条例及び昭和59年度軽自動車税の納期の特例に関する条例の5条例が、既に存在意義を要しないことから、この5条例を廃止するため廃止条例を制定したものです。

◎ その他

△新たに生じた土地の確認について

従来から岸壁、物揚場など漁港施設として整備を進

めていた、鹿部地区及び本別地区漁港区域内の公有水面埋め立て工事完成箇所について、公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき北海道知事から認可のあった18、161.47㎡を新たに生じた土地として確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めたものです。

△字の区域の変更について
公有水面の埋立により、字鹿部は、3、010.79㎡、字本別は、15、150.68㎡を編入するもので、全町では18、161.47㎡が増加したことから議会の議決を求めたものです。

◎ 財産の取得

△財産（小・中学校コンピュータシステム）の取得について



取得する財産は、鹿部小・中学校コンピュータシステムの更新で、取得数量は一式、取得価格は消費税を含み、3千4百54万5千円、契約の相手方は北海道市町村備荒資金組合で譲渡事業を活用するものです。

【以上8件、原案どおり可決】

委員会の活動

総務経済常任委員会
所管事務調査

◇調査事項

町有財産の管理状況について

◇調査実施日

平成18年5月10日

◇調査方法

担当課から説明を受け、提出のあった資料に基づき質疑を行った。

◇調査結果

町有財産全体の面積は平成16年度より16、943.17㎡減少し、平成17年度末では、8、422.764.45㎡となっている。これは、法定外譲与、バイパス残地処理などによ

って、道路が1、591.11㎡、寄付等で山林が3、418.00㎡増となっているが、渡島リハビリへ贈与した宅地、21、944.33㎡が減となったことによるものである。



建物については町営住宅の折戸川団地の一部、町長公宅、その他施設等の取壊しと、教員住宅4棟を職員住宅へ所管替えを行うなど、管理台帳の精査によって、延面積で660.66㎡が減となった。

今回の調査は、主として、

建物及び土地等不動産に係る財産について、現地調査を行わず、財産に関する調査及び資料等によって調査を実施した。

土地・建物ともに適正に整備されているが、町有財産の管理については常に好ましい状態で維持保存されなければならぬことから、管理の徹底と迅速な事務処理に努められたい。また、売却可能な町有地については精査中であるが、個人の住宅用地として賃貸契約を締結している土地については、町有財産として長期にわたって管理すべき土地でないことから、立地条件及び近傍の坪単価を考慮し譲渡検討を望む。

民生文教常任委員会 所管事務調査

◇調査事項

渡島廃棄物処理広域連合施設「クリーンおしま」の視察について

◇調査実施日

平成18年5月15日

◇調査方法

現地にて、施設職員による説明を受け、その後、施

設見学を行った。



◇調査結果

この施設は、平成12年9月に渡島13町（松前町、福島町、知内町、木古内町、旧上磯町、旧大野町、七飯町、旧南茅部町、鹿部町、旧砂原町、旧森町、旧八雲町、長万部町）で構成された渡島廃棄物処理広域連合によって、建設された可燃ごみ焼却施設で、平成15年4月から本格稼働している。これと同時に、松前町から長万部町までの距離的な問題を解決するため、ごみ運搬中継基地「リレーポート」が管内3箇所（松前町、旧砂原町、長万部町）に設置された。

「クリーンおしま」が61億7千9百56万5千円、「リレーポート」が3箇所、31億9千9百61万3千円で総事業費では93億7千9百17万8千円となっている。

施設でのごみ焼却処理は、熱分解ガス化溶融炉キルン方式と言う最新鋭の技術が導入されており、従来の中小規模の焼却施設では、約900度での燃焼であったのに対し、1、250度と言う高温で燃焼させることにより、ダイオキシン排出濃度は、0.017gに抑えられ、国の基準の0.17gの10分の1となっている。また、完全燃焼に近い状態であるため、焼却残渣も微量でありこの焼却残渣は、スラグと飛灰に分けられ、スラグは、アスファルト路盤材として利用され、残った飛灰は、焼却物の重量換算で約50分の1、容積にして約200分の1となるため、埋立処分場への負荷が大幅に軽減される。

焼却により発生した余熱は、蒸気発電を行い施設内で使用する電力の約3分の2が賄われており、ロードヒーティングや給湯などにも利用されている。

ごみに含まれた汚水についても、外部には一切放流しておらず環境負荷の軽減が図られたクリーンな施設となっている。

ごみ処理の広域化によってダイオキシン類が大幅に抑制され、各分野でのリサイクル化により省エネ及び環境への負担軽減が図られている。

現在は、市町村合併により旧南茅部町が脱退し1市9町（北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町）で構成されているが、平成17年度の年間実績で41、638トンの可燃ごみが排出され、当初の処理計画を上回り、焼却処理しきれない4、991トンが函館市で委託処理されている。

当町の年間排出量は、当初計画された処理量を下回る1、207トンとなっているが、渡島廃棄物処理広域連合の経費負担については、構成市町による均等割及び実績ごみ処理量割となっているため、ごみの減量化が町の負担軽減となるこ



平成18年第3回定例会は、 9月中旬に開催される予定です。

（町防災無線でお知らせします。）

～傍聴手続きは簡単です。～

傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。

とから、防災無線・町広報などにより、ごみの分別・リサイクル化について周知徹底されることを望む。